

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年3月1日から6年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、5年3月から同年9月までは22万円、同年10月から6年9月までは20万円であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成6年10月1日から11年6月1日までの期間の標準報酬月額については、6年10月から8年12月までは20万円、9年1月及び同年2月は22万円、同年3月は24万円、同年4月は22万円、同年5月は24万円、同年6月及び同年7月は22万円、同年8月は26万円、同年9月から同年11月までは24万円、同年12月及び10年1月は22万円、同年2月は20万円、同年3月及び同年4月は22万円、同年5月は20万円、同年6月は22万円、同年7月は24万円、同年8月は22万円、同年9月は24万円、同年10月は22万円、同年11月及び同年12月は24万円、11年1月から同年5月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月1日から11年6月1日まで

私は、A社に勤務していた同僚から、「標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低い金額になっている。」と聞いたことがあり、社会保険事務所（当時）で自分の記録を確認したところ、私の標準報酬月額についても、実際に支給されていた給与額よりも低い額になっていることがわかった。

国（厚生労働省）の記録では、申立期間の標準報酬月額が8万円から9万2,000円の間で記録されているが、私は、当時の自分の月給が22万円前後だったと記憶しているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成5年3月1日から同年10月1日までの期間について、オンライン記録において、当該期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する22万円と記録されていたところ、同年11月4日付けで、同年3月1日にさかのぼって随時改定が行われ、8万円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社における申立期間当時の事業主は、「社会保険事務を担当していた専務から、会社の経営が不振のため、社会保険の加入を止めようとしたが、社会保険事務所の職員から、最低の標準報酬月額でいいから、従業員の社会保険の加入は継続してはどうかとの勧めがあり、それに従ったという話を聞いたことがある。」と回答している。

さらに、オンライン記録において、平成5年3月1日の時点で、A社で厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員34人（申立人を除く。）の標準報酬月額を調査したところ、34人全員について、申立人と同様に、同年11月4日付けで、同年3月1日にさかのぼって随時改定が行われ、標準報酬月額はいずれも8万円に引き下げられていることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成5年11月4日付けで行われた標準報酬月額の随時改定は、事実在即したものととは考え難く、申立人について同年3月1日にさかのぼって減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、申立人の申立期間のうち、同年3月1日から同年10月1日までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た22万円に訂正することが必要である。

2 申立期間のうち、平成5年10月1日から6年10月1日までの期間について、オンライン記録において、5年10月1日の定時決定は、当初、20万円と記録されていたところ、上記随時改定の事務処理が行われた日と同日の5年11月4日付けで、8万円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社における申立期間当時の事業主は、上記回答を行っていることに加え、オンライン記録において、上記従業員34人全員の標準報酬月額が、申立人と同様に、平成5年11月4日付けで、8万円に引き下げられていることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、当該期間の標準報酬月額の記録については、有効な随時改定とは認められない減額処理に連動してなされた処理の結果であると考えられ、平成5年10月1日の定時決定に係る処理は、有効な処理であったとは認められないことから、申立人の申立期間のうち、同年10月1日から6年10月1日までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た20万円に訂正することが必要である。

3 申立期間のうち、平成6年10月1日から11年6月1日までの期間について、申立人は、当該期間に係る給与明細書等を保管しておらず、申立人に対して支給された給与額及び控除された厚生年金保険料額を確認できる資料は無い。

しかしながら、上記従業員のうち、申立期間当時の標準報酬月額が、申立人と同額である従業員は、平成9年1月分から10年12月分まで（9年9月分を除く。）の給与明細書を保管しており、当該給与明細書によれば、9年1月から10年12月までの期間について、毎月20万円から26万円の給与が支給され、総支給額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、当該従業員は、平成6年10月分から8年12月分まで、及び11年1月分から同年5月分までの給与明細書は保管しておらず、両期間中に、当該従業員に対して支給された給与額及び厚生年金保険料控除額については確認できないが、当該従業員についても、5年10月1日の定時決定の際の標準報酬月額が当初20万円と記録されていたこと、及びオンライン記録では、給与明細書の保管がある期間の標準報酬月額が9万2,000円となっているにもかかわらず、上述のとおり総支給額及び厚生年金保険料控除額となっていることを合わせて考えれば、両期間についても、少なくとも20万円の給与が支給され、同額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち、平成6年10月1日から11年6月1日までの期間の標準報酬月額については、6年10月から8年12月までは20万円、9年1月及び同年2月は22万円、同年3月は24万円、同年4月は22万円、同年5月は24万円、同年6月及び同年7月は22万円、同年8月は26万円、同年9月から同年11月までは24万円、同年12月及び10年1月は22万円、同年2月は20万円、同年3月及び同年4月は22万円、同年5月は20万円、同年6月は22万円、同年7月は24万円、同年8月は22万円、同年9月は24万円、同年10月は22万円、同年11月及び同年12月は24万円、11年1月から同年5月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、実際の標準報酬月額を届け出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたとするA社は、当時、社会保険事務所（当時）の記録では厚生年金保険の適用事業所とはなっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を昭和60年5月7日とし、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月1日から同年6月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、昭和57年4月1日にB社に入社後、60年5月ごろに同社の子会社であるA社の設立準備のため同社に移籍し、平成2年1月14日に退職した。

昭和60年5月分の給料支払明細書を保管しているが、給与から厚生年金保険料が控除されているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和60年5月ごろから、A社で勤務を開始した。」と申し立てているところ、申立人が所持する昭和60年5月分の給料支払明細書により、申立人は、同年5月7日からA社で勤務し、給与から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記明細書における厚生年金保険料の控除額から、18万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録から、A社は昭和60年6月1日に厚生年金保険の適

用事業所になっており、申立期間当時は適用事業所ではない。

しかしながら、オンライン記録から、申立人が、A社において厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和60年6月1日と同日に資格を取得した者が、申立人及び事業主を含め5人確認できるところ、商業登記簿から、同社は同年4月5日に法人として設立されていることが確認でき、申立人の主張及び他の従業員の証言により、申立期間当時、当該5人が常時勤務していたことが推認できる上、当時の事業主もこれを認めていることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、事業主は、「昭和60年5月に厚生年金保険の加入手続を行った際に、社会保険事務所から、『決算が終わっていないので、5月からは適用事業所にはなれない。』と言われたので、6月から適用事業所となった。」と証言していることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和60年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成19年9月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額については15万円、同年10月1日から20年7月1日までの期間の標準報酬月額については18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年4月1日から20年7月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が違っていることが分かった。

申立期間当時は、固定給として18万円支給されていたので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成19年9月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額については、オンライン記録では12万6,000円と記録されているところ、事業所提出の給料支払明細書（控）により、標準報酬月額18万円に基づく厚生年金保険料を控除されていることが確認できる一方で、申立人に対しては、報酬月額15万円に相当する給与が支給されていることが確認できることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を15万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成19年10月1日から20年7月1日までの期間の標準報酬月額については、上記明細書から、標準報酬月額18万円に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、申立人に対しては、報酬月額18万円相当の給与が支給されていることが確認できることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が平成19年9月1日から20年7月1日までの期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成18年4月1日から19年9月1日までの期間については、上記明細書から、申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額、及び事業主が源泉控除していたと確認できる厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、いずれもオンライン記録上の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 5 月から 32 年冬ごろまで
② 昭和 33 年春ごろから 35 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 35 年 1 月 1 日から同年 6 月ごろまで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間中は、厚生年金保険に加入していたと記憶しているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A事業所には、兄の紹介で入社した。」と申し立てているところ、オンライン記録から、A事業所で厚生年金保険に加入していることが確認できるその兄は、「勤務期間は明確ではないが、自分より後に入社した。」と証言している上、申立人が当時の同僚として氏名を挙げている女性が、同社において厚生年金保険に加入していることが確認できることから、勤務期間は特定できないものの、申立人は、同社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A事業所は既に廃業しており、同社の申立期間①当時の事業主は亡くなっている上、その息子は、「資料の保管が無いことから、厚生年金保険料の控除、社会保険事務所（当時）への届出及び保険料の納付については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

また、上記申立人の兄及びオンライン記録からA事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できる元従業員は、いずれも、「実際の勤務期間に比べて、A事業所における厚生年金保険被保険者期間は短い。採用後

しばらくは、厚生年金保険に加入していない。」と証言していることから、同社では、必ずしも従業員全員を採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、加入させたとしても、採用してから相当期間経過後に加入させていたと考えられる。

- 2 申立期間②について、申立人が、B事業所の申立期間②当時の管理職の名字を挙げているところ、当該名字と、オンライン記録から、当該事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できる元従業員が挙げている管理職の名字が一致していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が、当該事業所で勤務していた可能性は否定できない。

しかしながら、B事業所は既に廃業しており、事業主の所在が確認できず、元役員の一人名は、「自分は社会保険事務には関わっていないので、当時の状況を答えることができない。」と証言している上、当時の社会保険事務担当者は、「1年以上勤務していたのならば、申立人のことを記憶しているはずであるが、申立人の名前に記憶は無い。」と証言しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することはできない。

- 3 申立期間③について、C事業所の元事業主の息子は、「勤務していた時期は分からないが、申立人のことをかすかに記憶している。」と回答している上、オンライン記録から、申立期間③当時、当該事業所で厚生年金保険に加入していることが確認できる元従業員は、「期間は明確ではないが、申立人が住み込みで勤務していた。」と証言していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が、当該事業所で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C事業所は既に廃業しており、上記元事業主の息子は、「資料の保管が無いことから、厚生年金保険料の控除、社会保険事務所への届出及び保険料の納付については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

また、申立人は、「C事業所には、伯母の紹介により就職し、一緒に住み込みで勤務した。」としているところ、オンライン記録において、伯母と思われる人物が、C事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるが、その資格取得日は、申立期間③後の昭和35年7月1日であり、申立人は、同日から、別の事業所で厚生年金保険に加入していることが確認できる。

- 4 申立期間①、②及び③について、それぞれの事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、いずれの申立期間においても申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会

保険事務所の記録が失われたものとは考え難い。

また、申立人はいずれの申立期間についても、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、いずれの申立期間についても、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のいずれの申立期間についても、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月 22 日から 46 年 2 月 19 日まで

老齢年金を受給できる年齢に近づいたため、社会保険事務所（当時）に出向いて、厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A事業所に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、昭和 44 年 1 月にA事業所に入社し、46 年 2 月まで勤務していた。途中、仕事の内容や勤務日数等に変更はなく、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった 45 年 8 月 6 日以降は継続して厚生年金保険に加入していたと記憶している。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人は、昭和 45 年 8 月 6 日から同年 9 月 22 日までの期間、A事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立人が、申立期間も引き続き、当該事業所に勤務していた可能性は否定できない。

しかしながら、A事業所の事業主夫婦及び申立人が当時の上司として氏名を挙げた人物は、いずれも亡くなっている上、オンライン記録から、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険に加入していたことが確認できる従業員のうち、照会することのできた二人はいずれも、「申立人のことを知っているが、申立人がいつ退社したかは分からない。」と証言していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、申立人は、「当時の事務担当者は、当時、A事業所では、全員が厚生

年金保険に加入していたと言っていた。」と申し立てしているところ、オンライン記録において、当該事務担当者が厚生年金保険に加入していたことが確認できない。

さらに、申立人のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の健康保険被保険者証は昭和45年10月13日に返納されていることが確認できる上、オンライン記録から、申立人は、申立期間において国民年金に加入していることが確認できるところ、申立人に係る国民年金被保険者台帳では、申立人が、同年9月23日に国民年金に加入していることが確認できる（その後、平成6年2月16日付けで、資格取得日は昭和45年9月22日に変更）。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。